

## 社会福祉法人清須市社会福祉協議会ケアプランセンター清須運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人清須市社会福祉協議会が開設する清須市社会福祉協議会ケアプランセンター清須（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下利用者）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 清須市社会福祉協議会ケアプランセンター清須
- (2) 所在地 愛知県清須市一場古城604番地15

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに介護支援専門員も兼ねるものとする。

- (2) 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- |                              |                |
|------------------------------|----------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所             | 第3条に規定する事業所内   |
| (2) 使用する課題分析表の種類             | 居宅サービス計画ガイドライン |
| (3) サービス担当者会議の開催場所           | 利用者の居宅等        |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度           | 最低月1回          |
| (5) モニタリングの記録の結果を少なくとも1ヶ月に1回 |                |

2 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき 100円
- (2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は清須市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、検討委員会の設置、職員研修など、社会福祉法人清須市社会福祉協議会虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化に関する指針に基づき、必要な措置を講じるものとし、これらの措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第9条 指定居宅支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清須市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年7月7日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
この規程は、平成21年10月1日から施行する。  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
この規程は、平成22年10月1日から施行する。  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
この規程は、平成23年5月27日から施行し、5月1日から適用する。  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年9月1日から施行する。  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、平成28年7月1日から施行する。  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
この規程は、平成30年5月1日から施行する。  
この規程は、平成30年6月11日から施行する。  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
この規程は、令和3年1月1日から施行する。  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程は、令和3年6月1日から施行する。  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
この規程は、令和4年8月1日から施行する。  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。